

琉球大学医学部附属病院機能診断センター（仮称） 整備・運営事業について

上記事業について、本院と民間が役割分担を明確にした上でパートナーシップを形成する事業（P P P : Public Private Partnership 事業）を計画しており、下記により企画・提案を募ります。

平成22年4月27日

琉球大学医学部附属病院長 須加原 一博



記

1. 提案様式等

特に定めない。別紙仕様書で本院が意図していることを、提案者の自由な企画・発想により、作成・提案してください。

2. 提出期限

平成22年5月28日

3. 提出場所

琉球大学医学部附属病院経営企画課
電話：098-895-1015

4. 提出部数 12部

5. 採否判定

提出期限までに提出された企画・提案書について、本院が最も優れた企画・提案と判定した提案書を採用することとし、採用された提案者とは別途契約等の手続きを取ることとします。

なお、採否に当たっては、企画・提案内容についてプレゼンテーションを実施することとし、実施日時については、別途通知します。

仕 様 書

1. 事業名 琉球大学医学部附属病院機能診断センター（仮称）整備・運営事業

2. 事業の目的

本院は、昭和59年10月の移転開院以来、沖縄県唯一の大学附属病院として、高度な医療の提供や医療人の育成など沖縄県下の医療水準の向上に寄与し、更に特定機能病院としても地域の中核的医療機関として重要な役割を果たしている。

また、平成20年2月には沖縄県のがん診療連携拠点病院として指定され、がん診療の中核的な役割を担っているが、本事業で整備するPET/CT検査装置は、従来のMRI、X線CTで計測する形態画像と異なり、細胞の機能を画像化する検査のため臨床的有用性も高く、使用する薬剤の副作用の危険性も極めて少ないことから、早急な整備が必要となっている。また、これらの設備を整備することにより腫瘍や脳神経疾患等の診断・治療技術の向上、これらに関する研究・教育の飛躍的発展を目指している。

このため、本院に機能診断センター（仮称）を設置して診療を行うとともに先進的な臨床研究を推進し、もってがん診療の最適化を図ることを目的とする。

3. 事業期間

契約締結日から25年間

4. 事業内容等

詳細については別紙「琉球大学医学部附属病院機能診断センター（仮称）」の整備・運営事業に関する基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）の第3条及び第4条のとおり。

5. 提案にあたっての留意事項

提案者は次の点に留意して提案すること。

- ① 医療事業主体：琉球大学医学部附属病院
- ② 年間稼働日数：240日
- ③ 1日平均処理件数（患者数）：10～15人
- ④ 検査装置：PET/CT、サイクロトロン、ホットラボ関係装置一式
- ⑤ 事業収支：本事業により整備するPET/CT装置を用いて本院が得ることとなる診療収入額を、提案者側が本院から受領することとなる額（本院が借料として支う根拠となる建築費用、各設備類の費用、人件費等々の費用）が上回らないこと。これらの事業収支を作成すること。
- ⑥ 自由診療について：本院は保険診療と共に自由診療（患者が診療費用を全額自己負担すること）も、保険診療による診療開始後5年後を目途に開始する予定である。そのための具体的な考え方、集患支援方策について明記してください。なお、1日平均2名以上確保を前提とする。
- ⑦ 運営における安全・危機管理等のリスク管理について：基本的な考え方や概要、対処方法、実績等を明記してください。
- ⑧ 企画・提案する者は、民事再生法の規定による再生手続き開始の申し立て中又は再生手続き中ないこと。

6. 上記1.～5.の内容及び別紙基本協定書（案）を踏まえて、具体的な提案を行うこと。
7. その他
本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度本院と協議の上
その指示に従うものとする。

「琉球大学医学部附属病院機能診断センター（仮称）」 整備・運営事業に関する基本協定書（案）

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、琉球大学医学部附属病院機能診断センター（仮称）整備・運営事業について、次のとおり基本協定を締結し、本協定書の定めるところにより、相互協力して事業の円滑な推進に努めることを確認した。

第1条（目的・事業）

甲と乙は、地域社会、国際社会における腫瘍や脳神経疾患等の診断・治療技術の向上、研究、教育を目的として、琉球大学医学部附属病院機能診断センター（仮称）を公民のパートナーシップのもとに整備・運営すること（以下「本事業」という。）及び本事業に関わる一切の事項に関する契約を締結するため、相互の役割と義務を認識し、合意する。

第2条（事業対象地）

本事業の対象地は、沖縄県中頭郡西原町字上原207番地（以下「計画敷地」という。）の土地で、敷地概要は次のとおりである。

- (1) 地名地番：沖縄県中頭郡西原町字上原207番地
- (2) 用途地域：第一種高層住居専用地域
- (3) 防火地域：指定なし
- (4) 都市計画区域内：市街化区域
- (5) 道路：幅員 12.0m 接道長さ 182.0m
- (6) 建ぺい率：10.4%
- (7) 容積率：37.2%
- (8) 日影規制：受影面 4m
- (9) 道路斜線：距離 20m 勾配 1.25
- (10) 隣地斜線：立上 20m 勾配 1.25
- (11) 緑地率：緑化指定地域なし
- (12) セットバック等の建築条件について：指定なし
- (13) 埋蔵文化財等について：なし

第3条（事業内容）

- 琉球大学医学部附属病院機能診断センター（仮称）は、非密封R I.（P E T製剤）、密封R I.（P E T装置の校正線源）、放射線発生装置（サイクロトロン）及びX線装置により構成される、いわゆる陽電子放射断層撮影装置を用いた検査（P E T／C T検査）施設である。
- 2 非密封R I.に関しては、甲乙共同研究体を構成し、平成20・21年度経済産業省「地域イノベーション創出研究開発事業」で採択された「高品位P E Tプローブ製造用普及型総合システムの研究開発」の成果、多種類のP E T分子プローブの合成、品質検査、調剤処理、分注処理までの完全自動トータルシステム・装置の普及型装置及びシステム運用概念を積極的に導入し、GMP（Good Manufacturing Practice）を考慮し次世代型となる施設設計、建設及び運営とすること。
 - 3 乙は、甲と十分協議し、地域内の医療機関、既存類似施設等と連携し、地域社会、国際社会における腫瘍や脳神経疾患等の診断・治療技術向上、研究・教育を目的に一体となって運営が可能となるよう最大限の努力をする。
 - 4 乙は、甲の所有地である計画敷地に定期借地権を設定して、乙の単独所有建物を建設する。

甲は、乙の単独所有建物を専用実施する。

- 6 甲及び乙は、事業の最適化に向け継続して協議していくことを確認する。
- 7 上記の施設内容及び機能については、原則として変更しない。ただし、事業内容の最適化に向けた継続的な協議は進め、甲乙双方合意の上変更することは可能とする。

第4条（パートナーシップ事業）

乙は、前条の事業内容を遂行するため、次の事業を実施する。

- (1) 建物及び建物内に設置する設備の賃貸業務
- (2) 腫瘍等に関する先進的臨床研究の支援
- (3) その他関連サービス

第5条（定期借地権の設定等）

- (1) 借地期間：25年
- (2) 地代の基準：国立大学法人琉球大学土地・建物賃料算定基準による。
- (3) 定期借地権設定に係る費用負担：乙の負担とする。
- (4) 建物用途：P E T／C T検査及びこれに関連する研究・教育施設
- (5) 建設工事期間中の地代：免除
- (6) 借地契約期間満了時の現状復帰：建物、設備等の無償譲渡を前提に期間満了時における状態のまま引き渡すものとする。
- (7) 借地（計画敷地）隣接地の維持管理等：甲の管理とする。
- (8) その他：定期借地の設定については、前各号を基本としその他必要な事項は協議により詳細に定めた上で別途定期借地契約を締結するものとする。

第6条（建設費等の負担等）

建設費の負担等は以下のとおりとする。

- (1) 甲の負担は、計画敷地が建築敷地として成り立つための引き込み通路の整備や建設工事に支障のあるもの（地中埋設物等）の撤去費とする。
- (2) 乙の負担は、本事業の建物建設費、附属設備費、その他施設開業に向けて必要となる諸経費とする。
- (3) 隣接する既存施設や既存装置との接続や拡充などの費用負担については、甲乙協議とする。
- (4) 工事の発注方式：工事業者は乙が選定し、甲乙協議の上、乙が発注する。
- (5) 支払方法：甲乙協議の上定める。

第7条（設計及び監理並びに建設工事）

本事業は、甲が乙に対して一括発注とするため、建物の設計・監理、施行及び附属設備等は乙が選定する。選定に際しては、乙は甲に対して事前協議をするものとする。

第8条（稼働開始時期）

本事業の施設の営業開始時期は、平成23年度中を目標とする。

第9条（本件建物等の管理運営）

本件建物等に係る管理運営については、専用実施権を有することとなる甲の管理とするが、本事業遂行上、休日等において甲の管理下になく乙において使用する必要が生じた場合には、予め甲に申し出ることにより使用することができるものとする。この場合の管理責任は乙が追うものとする。

第10条（秘密保持）

甲と乙は、自らをして本事業に関して知り得た相手方の秘密につき、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示しないこと及び本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合

- イ 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- ロ 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- ハ 裁判所により開示が求められた場合
- ニ 当事者の弁護士その他本事業に係る出資者及び協力企業に守秘義務を課して開示する場合
- ホ 乙が本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合
- ヘ その他法令に基づき開示する場合

第11条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から土地賃貸借契約等締結の日までとする。
2 第1項の規定にかかわらず、第10条の規定は同条の秘密が公知となるまで存続するものとする。

第12条（疑義の解決）

この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙互いに誠意をもって別途協議によりこれを解決するものとする。

第13条（損害賠償）

本協定の締結後、甲又は乙のいずれかが本協定の定めに反したことにより損害を被ったときは、相手方に対し損害の賠償を請求することができるものとする。

第14条（準拠法及び管轄裁判所）

本協定は日本国の法令に従って解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は那覇地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を所持するものとする。

平成22年 月 日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

国立大学法人 琉球大学長 岩政輝男 印

乙 住所

代表者 氏名

印